

令和2年4月16日

事業主各位

三谷健康保険組合

緊急事態宣言を踏まえた健康診断等の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言がなされたところです。

これにより、令和2年4月8日付、厚生労働省より緊急事態宣言の対象地域における健康診査等については、当該宣言の期間、実施しないよう行政通知がなされました。

各種健診の実施においては対面形式、集合形式をとることが多く、“3密”になる可能性が高いため感染のリスクも高まります。

これらのことを踏まえ、対象地域の方については健康診断等を**緊急事態宣言の期間中(令和2年5月6日まで)は受診されないよう**お願いいたします。

今後、**緊急事態宣言の対象地域及び期間が拡大された場合も同様の取扱い**とします。**その他の地域の方につきましても、国や都道府県の方針に従い、感染防止が確認できた時点で受診する**ようにして下さい。

なお、上記のことから、例年4月初旬に送付しておりました各種健診案内を少なくとも緊急事態宣言が解消されるまでは発送いたしませんのでご承知置きください。補助の内容としましては、昨年度と変更点はございませんので、条件等につきましては当組合HPに掲載の昨年度の案内を参照して下さい。

また、健康づくりセミナー、ウォーキング等の、健診以外の保健事業についても実施時期、実施方法について再検討した上で、その内容に応じて実施の可否について判断することとしたいと思います。

今般の事情をご賢察いただき、ご理解下さいますようお願いいたします。